

ID: 329

担当部署: 中央病院 医事課

処分の概要	使用料等の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例 第1条
例 規 番 号	平成17年条例第210号
<p>【基準】</p> <p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、十和田市立中央病院において徴収する使用料及び手数料について必要な事項を定めるものとする。 (使用料及び手数料)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる診療に応じ、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令の規定により保険給付として行われ、又は公費の負担を受ける診療 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)若しくは保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付として行われる診療 青森労働局の労災診療費算定基準により算定した額</p> <p>(3) 交通事故による負傷に係る診療 第1号の規定により算定した額に100分の200を乗じて得た額</p> <p>(4) 前3号以外の診療 第1号の規定により算定した額</p> <p>2 前項の規定により算定する額のうち、長期入院選定療養料(健康保険法第63条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第2項に規定する選定療養のうち、入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養における診療料金をいう。)の額は、前項第1号の医科診療報酬点数表で定める入院基本料又は同号の老人医科診療報酬点数表で定める老人入院基本料に100分の15を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に規定する診療以外の使用料(駐車場の使用料を除く。以下この項において同じ。)及び手数料は、別表第1に定める額とする。</p> <p>4 診療等を受けるため来院する者(当該者を乗車させて来院する者を含む。)、入院患者の付添い又は見舞のため来院する者及び用務のため来院する者は、駐車場を使用するときは、別表第2に定める使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日